附　則

（施行期日）

1　この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

2　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条のうち租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）附則第十一条の改正規定中「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と」に、「同条第四項第三号イ⑵」を「」に、「とする」を「と」、同項第三号イ⑵」に改める。

○厚生労働省令第百四号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第三十一条の二第三項、第五項及び第六項の規定に基づき、厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則を次のように定める。

令和三年六月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（携帯輸入又は携帯輸出の許可申請）

第二条　法第三十一条の二第三項の規定により覚醒剤を携帯して輸入し、又は当該覚醒剤を携帯して輸出することについて許可を受けようとする者は、地方厚生局長に、次に掲げる事項を記載した申請書（別記様式）に疾病名、治療経過及び当該覚醒剤の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書並びに当該覚醒剤の施用を必要とすることを証する書類であって権限のある機関が発行したものの写しを添えて、これを提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所

二　携帯して輸入し、又は輸出しようとする覚醒剤の品名及び数量

三　入国し、出国する理由

四　覚醒剤の施用を必要とする理由

五　入国又は出国の期間

六　入国又は出国の港名

（権限の委任）

第三条　法第三十一条の二第五項の規定により、同条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

2　法第三十一条の二第六項の規定により、前項に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

附　則

この省令は、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

別記様式（第二条関係）

覚醒剤携帯輸入（輸出）許可申請書

携帯して輸入（輸出）しようとする覚醒剤	品名	数量
入国（出国）する理由		
覚醒剤の施用を必要とする理由		
入国（出国）の期間		
入国（出国）港名		

上記のとおり、覚醒剤を携帯して輸入（輸出）したいので申請します。

年　月　日

住　所

氏　名

地方厚生（支）局長　殿

（注意）

用紙の大きさは、Ａ４とすること。